

△水第1号議案の審査、採決

◆（加納委員） 若干、今の関係ですけれども、8件について、年度別にわかりますか。

◎（林担当理事兼給水部長） 年度別で、平成7年度に2件、それから平成11年度に2件、平成16年度に2件、平成19年度に2件となっております、8件です。あと、まだ係争中のものがある、そのところはまだ表に出ていないものもありますけれども、これまでの状況はそういうことです。

◆（加納委員） 今、有村委員から話があったけれども、いわゆる安定供給ということからすると、再発防止が大事でしょうという話ですよ。この再発防止について意見交換をしていきますよというアバウトな話だけれども、係争中を除いて8件出ているわけだから、その都度、どういう再発防止策をしてきたのかというのを教えてください。

◎（林担当理事兼給水部長） 埋設の離隔が30センチ未満というケースが多いわけですし、これは埋設した時期がかなり昔だったということもあって、その当時の施工上の注意事項として徹底されていなかったことが原因です。東京ガス株式会社との調停などの場で、対策についてはそのたびに協議してはおりますが、過去の状況についてはさかのぼっては是正できないということで、その後の対策として30センチ以上の離隔をとるということで進んでおります。

◆（加納委員） 今回の場合は、東京ガス株式会社が後づけだと聞いていますけれども、今言った再発防止で、古いガス管や水道管はもう今さら無理よという話でしょう。話としたらね。今言った8件について、一番古いことから含めて、水道局が所管している事業や工事を含めて、具体的にはどういう指導をしているのですか。

◎（林担当理事兼給水部長） 建設省からの通達もあるわけですが、30センチ以上の離隔ということで、水道局でも30センチより短い距離で、こういうサンドエロージョン現象が起こるという実験もして確認しております。この30センチというのは非常にクリティカルな数字だと認識して、施工業者にもそういう話をしておりますし、どうしても30センチの離隔がとれないときには、ゴム板を間に挟むということを対策として進めるという状況でございます。

◆（加納委員） 損害賠償額については、私は司法の判断ですからどうこう言う筋はないし、それから皆さん方が意見交換をして進めてきたわけですから。ただ有村委員がおっしゃったように、安全供給をどうするかということと再発防止を具体的にどうするかということとは、やはり力点を置かなければいけないわけです。それは本市の水道局だけではなくて、ガスやいろいろなものが実は一方で埋設物としてあるし、これからのいわゆるコンクリートの劣化や防災・減災という中で、ライフラインの取りかえなどいろいろなことをしなければいけないということからすると、こういったことについては、より具体的に物事を進めていかなければいけないということだと思っております。

それで、道路占用許可基準があるでしょう。道路法の第32条の第1項第1号に掲げる工作物というのがあるよね。この規定によって専用の場所を決められているわけです。そして、そこには第4項にも少し書いてあ

る。こういったことについて具体的にどこまで指導を徹底していくのかということと、それから本市については、古いからというのではなくて、この法律に従ってどのような説明を業者にしてきたのかということだけ教えてください。

◎（林担当理事兼給水部長） 通達や基準につきましては、説明会を含めて施工業者には機会あるごとに説明を当然しております。事故があれば、またその点について特に説明会等を開いて再発防止に努めるということは徹底しております。

◆（加納委員） この件を通して見えてくるのは、こういう道路占用許可基準に違反しているケースが、以前の問題からすると多々あるようですね。したがって、現在係争中や、こういった事故にならなくても、管を変えるなどいろいろな状況の中で、30センチ以下の離隔というのも多分あると思うのです。その件数だけ教えていただきたい。大体年間でどのぐらいあるものですか。事故にはならないけれども、いじってみたらやはりこうだったといったことの報告体制がどうなっているのか、そういった案件をどういう形で局が把握しているのかなど、いわゆる現状と実態を把握した上で指導を徹底していかないと、非常に苦勞になってしまうので、8件及び係争中含めて幾つかあるし、さらに先ほどの林担当理事兼給水部長のお話では、それ以外にもどうもありそうですから、実態をもし把握していれば教えていただきたいし、把握していなければ、今後そういった実態を把握をしながら指導、検証していくべきだと思うのですけれども、いかがでしょう。

◎（林担当理事兼給水部長） 正確な実態というのは把握はしておりません。そういう意味では、基準を守るということは当然なので、そここのところを、事故が起こらないまでもいろいろな試掘や工事というところで、具体的に離隔の件については今後把握していきたいと考えています。

◆（加納委員） 8件あって、係争中もあるのに、そのときそのときにどういう実態なのかを把握して再発防止につなげるかということが、なかなか本市はできていないと私は思っています。この後、交通局のバス乗務員の不適切な金銭取り扱いの問題もあるけれども、さきの3歳以上の子供を死なせてしまったという児童虐待の件もそうだけれども、事故が起きたときにどれだけの実態調査をして、どれだけの検証をして、再発防止をするかということは大事なわけです。今の林担当理事兼給水部長のお話だと、実態は把握できてない、そのことについて具体的な指導徹底がされていないように私は思うので、どうかその辺、こういうところを契機に今後は実態の把握、分析、そしてその上で具体的な指導の徹底をお願いしたいということだけ、意見として申し上げます。

#### △請願第2号の審査、採決

◆（加納委員） この御指摘は大変ありがたいと私は思います。今、本当に、北海道やらさまざま全国の事例も報道などで聞いておりますし、非常に心配をしていたところなのですけれども、そういった部分では、今回、この請願をいただいたことについては、市民として、また紹介議員として非常に心配していただいているのだということについては、感謝をしたいと思えます。

この請願書の中身ですけれども、幾つかありますよね。横浜市が全く無関心で無防備ではないのかということで、御心配をいただいていることもあるし、それから、それを踏まえて、横浜市として速やかな対策をとってよという御心配もいただいています。さらに国に対しても、外資によって貴重な財産、土地がという、大きく3つに分かれる項目をいただいています、当局の御説明とそれから福田委員からの質疑の中で、山梨県の

問題、本市のかかわり、国の動向などをお示しいただきました。私もいろいろと教えていただいたり調査した結果、確かに国会でも水制度改革議員連盟を立ち上げて、平成 22 年、我が党も含めて何人か入っているのです。したがって、これは私は私なりにネットワークを通じて、しっかりと国にお伝えしていきたいとも思っていますし、国としても動いているなということも感じております。

それから、同じ平成 22 年に道志村で第 1 回全国源流サミットが開催されて、外国資本による森林買収に関する情報が既にこの時点で道志村及び第 1 回全国源流サミットの中で、さまざま発信されていることを私も調査し、またいろいろな資料もいただきました。特に道志村として日本一の水にふさわしい日本一の環境をつくっていかうという発信と、さらにこの大切な道志村の森林を安易に手放すことなく、皆様と一緒に守ってきたいというようなことで、何か外資による森林の買収に関する情報があつたらしく教えてねというところまで、平成 22 年 10 月に発行された広報「どうし」でも発信されているので、請願の紹介者の方の御意向は本当にありがたいのですけれども、こうやって確認していくと、大変恐縮ですけれども、それぞれ無関心ではないし無防備でもないのではないかということと、しっかりと本市としても道志村と連携をとって進めているように、こういうところから確認もできるし、それから福田委員とのやりとりで、山梨県、さらに国との絡みも、ある種、心配しながら進めているので、この請願について、今ここですぐということより、もう進めているので、さらに我々としてもしっかりと後押しをしながら対策をとっていけばいいのかと思っております。意見としてお話ししました。

#### △横浜市水道事業中期経営計画（平成 24 年度～27 年度）について

◆（加納委員） 平成 18 年 7 月に出されている平成 27、28 年までの横浜市水道長期ビジョン・10 年プランがありますよね。今回の平成 27 年までの横浜市水道事業中期経営計画と横浜市水道長期ビジョン・10 年プランとどう整合性をつけていくかという問題と、横浜市水道長期ビジョン・10 年プランと言いながらも、これだけ社会が大きく変化していく中で放射能の問題を含めて、さまざま出てきているわけですね。

それから、後で申し上げますけれども、いわゆる化学物質の水道水への流入など今いろいろなことが言われている中で、基幹施設の更新や耐震化、それに伴う高度処理の問題などが多分大きな問題になると思うのです。安定供給は今しているけれども、いざというときに本当にそれが対応できるのかということは、一方でお金もない中でどう進めていくのか。しかも平成 18 年の横浜市水道長期ビジョン・10 年プラン、今回の横浜市水道事業中期経営計画で、皆さん方がどう意識して進めていっていただけるのか非常に気になるところなので、何点か確認させてください。

まず、この横浜市水道事業中期計画の中で冒頭に書いてある水道施設の更新・耐震化、2 番目の水質管理の強化、3 番目の災害対応力の強化、いわゆる安全・安心な水のところを幾つか質問します。

川井浄水場を含めて、西谷浄水場もあるけれども、基礎施設の耐震化率の目標として、管路についてはいろいろと古いところがあるので、それはそれでわからなくはないけれども、非常に低いですよ。それから浄水施設の耐震化率は、大枠はこうやって書いてあるけれども、細かな内訳がどうなっているのか。全体でこれだけの数だから、浄水施設だけでも今どうなっているのかということをお示ししてくれますか。

◎（土井水道局長） 浄水施設について説明させていただきます。

今、概要では浄水施設の耐震化率は、平成 22 年度末、現状でゼロとなっておりますが、浄水施設はカウンターの仕方として、沈殿してろ過して、そのラインが全部できた段階でカウントするという方法を全国的にとっておりますので、今のところまだ完成した部分がないということで、平成 22 年度末ではゼロ%となっております。

小雀浄水場、それから川井浄水場につきましてはPFIという形で進めておりますので、各ラインが完成次第カウントしていくということで、細かく言いますと、平成24年度に小雀浄水場の一部が完成し、これにより全体の耐震化率が33%という形で上がります。それから平成26年度になりますと、今の小雀浄水場が完成したのにプラスして、川井浄水場のPFI事業が終わり全体で43%になるということで段階的に上がるということで、現在の平成27年度の目標は43%という形になっております。

その後、小雀浄水場の残り部分及び西谷浄水場について耐震化を進め、今後100%を目指していくという形を考えております。

◆（加納委員） では、大変恐縮ですけれども、配水池についても簡単に御説明いただければと思います。

◎（土井水道局長） 配水池につきましては、この概要版では、平成22年度末で59%という形になっておりますが、これまでのところ、16.5の配水池につきまして、一つは半分だけできているという意味ですが、現在完成しております、その後、この4年間で港南台1号配水池、港南台2号配水池、川井浄水場配水池などの配水池を逐次整備し、最終的に平成27年度末では93%という形を目指しております。その後も残った配水池を耐震化して100%を目指していくと考えています。

◆（加納委員） 今の話で西谷浄水場がなかなか難しいですね。自由民主党含めて私ども各党派も、今、防災・減災についてどうしていくかが非常に喫緊の課題で、一方で、4年間で首都直下型地震が70%来るとか来ないとかといった意味と、それからコンクリートが30年から50年かけて劣化していくなどのいろいろなデータの中で、国会でも、横浜市会でも各党派でコンクリート劣化と、それにあわせて防災・減災をどうしていくかということについては、大変興味があるし、政策的に力を入れているところなのですが、たしか西谷浄水場は沈殿池がそのまま残っているのではないかと。あれは築何年なのか。それは大丈夫なのか。

◎（土井水道局長） 西谷浄水場自体は相当古く、大正4年に供用開始しておりますので、あと3年で歴史的には100年という形になります。今の施設も逐次更新しておりますので、年度につきましては、今調べております。申しわけございません。

◆（加納委員） 西谷浄水場全体もそうだけれども、一番大事な沈殿池とろ過池の耐震化の基準になっている施設はどうかと、狭めて御質問をさせていただきます。

◎（清塚浄水部長） 主な沈殿池とろ過池につきましては、昭和46年につくっております。

◆（加納委員） 私が今言ったコンクリートの劣化の問題ですけれども、今の西谷浄水場の2施設の年数とあわせて、どのような御見解をお持ちなのでしょう。

◎（波多野施設部長） 西谷浄水場の沈殿池につきましては、耐震化工事を現在実施中でございます。4池あるのですけれども、浄水をすべてとめるわけにはいきませんので、1池ごと耐震化工事を今始めていて、まず第1面の耐震化工事をやっている状況でございます。

ろ過池につきましては、中期計画の31ページを見ていただきますと、将来的に西谷浄水場の更新といいまして、上流の水質、富栄養化等で問題があるということで、長期間にわたり活性炭の粉末を今入れているのですけれども、その活性炭を今後どのように入れたらいいかと検討しており、その課題を検証して解決した後、

ろ過池の着手に入っていきたいと考えている状況でございます。

◆（加納委員） それはもう既にわかっている話だけれども、聞きたいのは、今言った耐震という観点からすると、コンクリートの劣化の話もあえてさせていただきましたが、そういう中で社会全体で首都直下型地震の問題が言われていることも含めると、今の西谷浄水場は築何年か、昭和何年築だけれども、そのことについてのどのような認識をしているのかを聞きたいのです。

◎（林担当理事兼給水部長） 今、波多野部長から説明がありましたけれども、耐震診断を既にしております。耐震診断には、材料の強度がどのくらいあるかの診断と現場でコンクリートのコア抜きをやっておりまして、それを破壊して何キロあるかという強度の試験もしております。それからあと、構造上の問題もありますので、例えば直下型地震や南関東地震などに対して入力して構造計算するという事で耐震診断をしております。

コンクリートにつきましては、今データを持っていないのですが、設計強度よりさらに高い強度の数字が出ていると記憶しております。構造物を取り壊して新しくつくるというのではなくて、弱い部材に対する補強という形で耐震補強していくという方針です。

◆（加納委員） 私が申し上げたいのは、横浜市の教育委員会事務局や学校もそうですけれども、学校の耐震化もさまざまやってきたのだけれども、結局何がだめかという、最近わかったのはコンクリートの強度が非常に問題になって、昨年から文部科学省を含めてコンクリートの強度について検査、調査を進めているのです。本市もことしに入って、学校耐震の中で計算上、コンクリートにやはり問題があったということで、幾つか直すことになっています。

今の西谷浄水場の問題については、非常に古いし、一方で4年間に直下型地震が70%と言われている中で、皆さん方の認識として、いわゆる進めていますとか、コンクリートの強度については認識していないけれども多分計算上高いはずですということに僕は聞こえたのです。西谷浄水場の沈殿池・ろ過池は大丈夫なのですねということを知りたいわけです。計算上の、それから今の私が申し上げたコンクリートの劣化などを含めても大丈夫ですよということがきちんと認識できれば、粛々と進めていただければいいと思うのだけれども、その辺の認識はどのようなのですかと御質問します。

◎（林担当理事兼給水部長） コンクリートにつきましては、実際にコアをとって強度をはかっております。それでいきますと、十分設計強度を満足しておりますので、コンクリートについては、もう取りかえなくてもいいと今進めているということでございます。

◆（加納委員） では、それはきちんと責任をとっていただくということで御答弁いただきましたから。

時間の問題で、次に、先ほどお話がありましたように、川井浄水場は膜ろ過で進めていますよね。西谷、小雀浄水場を含めてどうするかという話だと思うのです。横浜市水道事業中期経営計画や横浜市水道長期ビジョン・10年計画の中で、この辺がまだはっきりしていない。検討するという事は終わっているのだけれども、皆さん方も御存じのように、6月10日に、全く予想されていなかった問題で、利根川水系の浄水場から国の基準を超える有害物質ホルムアルデヒドが検出されて、大きな騒ぎになりましたね。断水の有無があったのは、高度処理をしているかしてないかというところで、これによって大きく断水したところとしなかったところが出てきてしまったわけです。有機化合物という問題とそれから化学物質や抗生物質の流入が大変大きな問題になっているのです。個人が使っている医薬品などに入っている抗生物質が水に溶けて、川へとか、いろいろな場所でも入っているということも、流れの中で言えば今回、高度浄水処理能力をどうするかという話が

大きくクローズアップされているのだけれども、横浜市は今の話で膜ろ過という川井浄水場は大丈夫なのか、本当に市民の安全・安心を考えたときに、抗生物質、医薬品、耐性菌をも生んでしまう。耐性菌はすごい話だよ。非常に心配なのだけれども、まず、このことについての認識から聞かせてください。

◎（土井水道局長） まず、川井浄水場につきましては、現在、PFI事業で再整備を進めており、膜ろ過方式という形で考えております。これは今後、道志川水系を専用的に扱う浄水場にしております。道志川は水源涵養林の機能で相当水質が高いということで、今のところ高度処理という形でもオゾンや活性炭などのことは考えていないという状況でございます。

やはりこれから高度浄水処理しますと、節電という問題、コストということもございまして、利根川水系、また大阪の淀川水系のあたりですと、水質が道志川とは特に違います。相模川とも違いますので、ここの自治体が今、高度浄水処理という方式を導入しています。これはコストの面、技術的な面、すべて検証が必要です。西谷浄水場の再整備につきましては、どういう高度浄水処理が可能かどうかというあたりを現在研究開発中で、一番水質に適する、また省エネルギー型でできる形ということで現在議論を進めているところでございます。

◆（加納委員） 私が質問しているのはそうではなくて、こういったホルムアルデヒドなどの有機化合物が今問題になっているのではないですか。例えばさっき言った抗生物質の問題や、それが耐性菌を生んでしまうという報道もされていて、そのために浄水場がとまったりしているという現状からすると、本市の市民の水の安心・安全をつかさどるところの局長として、こういったことについてどのように御認識なのかというのをまず一つ聞きたいのです。

◎（土井水道局長） 今回、幸運にもこちらの水系にはそういう事故が起きなかったわけですが、神奈川県や川崎、横須賀などと連携して、水源からまず感知する体制、それから発覚した場合は瞬時にその危機管理ができるような、今回千葉県浄水場で幾つか起きたわけですが、浄水場の停止というのが、そういう体制になるのか、また、もっと回避できるのか判断についても、危機管理体制をしっかりと強めていきたいと考えています。できる限り、もちろんおそれのある危険に関しては、対策も今後精力的に検討していきたいと考えています。

◆（加納委員） その上で、川井浄水場で使う、今やっている膜ろ過は、この対応はできないのでしょうか。できないけれども、発生してしまいましたと、その後処理としては活性炭を入れてやるけれども、膜ろ過そのものは、こういったことへの対応はできないのでしょうか。対応ができるかできないかのことを答えてください。

◎（清塚浄水部長） 膜ろ過は濁質を主にとるということを考えておりますので、こういった化学薬品については、残念ながらとれないという状況でございます。

◆（加納委員） とれないのです。今、オウム真理教がどうだこうだと言っているけれども、化学テロやバイオテロ、化学物質の問題、いわゆる家庭の医薬品の中に抗生物質が入ったりなど、いろいろなことをしているわけでしょう。そういう中でも今回起きた一つの事例だけれども、その事例に対して本市としてはしっかりと対応しなければいけない。お金もかかることだし、でもこういうことがもう出てきてしまっているという話ですね。そうすると、現在本市が持っている施設について、こういった対応をどうするかということをしっかり考えていただきたい。そのためには、川井浄水場は膜ろ過では対処できないのです。できないとなると、どうするのかということ、今できることというのは、物事が発生した後、では活性炭を投入したらどうだこうだと言

っても、その時点では事後処理だから、それも横浜市水道事業中期経営計画の中でしっかりと進めていただきたいということを、きょうは時間の問題もあるし、余り詳しくやってしまうと長くなってしまうから、一つお願いしたい。

次に、相模川や馬入川などは道志川水系と違って水質が全く違うからね。平成18年7月の横浜市水道長期ビジョン・10か年プランからすると、検討、検討、検討ですよ。横浜市水道事業中期経営計画のはまだ検討じゃない。しっかりと進めていただきたい。もっと言うと、お金の問題があるけれども、膜ろ過する川井浄水場でも水の中に入ったものはとれないのです。ならば、安全性を考えて、やはり費用対効果を考えているけれども、市民の安全性を考えたら、高度浄水処理でしょう。西谷浄水場や小雀浄水場も。そのように私は思うのだけれども、今の科学的根拠からしたら、高度浄水処理するしかないのではないかと思うのですけれども、局長どうですか。

◎（土井水道局長） 15 ページ下側に書いてありますが、西谷浄水場の更新計画を検討している段階でございます。その中に、原水の水質状況に応じた効率的・効果的な高度浄水処理方法の検討を民間企業と共同で行いますということで、現在、企業と具体的にどういうやり方が一番効率的・効果的かと検討を進めておりますので、具体的な処理方法としては現在まだ検討中でございますが、今の加納委員の御趣旨も踏まえ、できるだけ安全で良質な水を提供できる方法を西谷浄水場について早期に確定させていきたいと考えています。

◆（加納委員） だから、水道局長として先ほどもホルムアルデヒドのことについて認識を証明したわけでしょう。今の化学的な技術的な根拠からすると、今の状況では高度浄水処理しかできないと言うのでしょうか。違うのですか。御答弁ください。

◎（清塚浄水部長） 有機物質につきまして除去する方法としては、粉末活性炭なり粒状活性炭、それからオゾン処理という高度浄水処理が必要になります。

◆（加納委員） そういう答弁をしているのだから、局長、これから検討しますではなくて、今現実として課せられたことから判断したときに、ましてや技術も含めて高度浄水処理しかないと言ったのだから、安全性を早く担保しなければいけない、そういった部分では、なるべく早く進めていただきたい。

◎（土井水道局長） 高度浄水処理をしないということではございませんで、15 ページのイの西谷浄水場の更新の下の※にあります、高度浄水処理のさまざまな方法がございますので、一番効率的・効果的な方法を今決めようとしているということでございます。いろいろな方法がございますので、西谷浄水場に一番合うやり方を考えております。

◆（加納委員） よろしく申し上げます。

△孤立予防対策に関する取り組みについて

◆（加納委員） 1点。前回の委員会でもお話ししましたがけれども、今、孤立死・孤独死ということが言われている中で、横浜市としては特別委員会でも取り上げ、それから健康福祉局を中心という話も聞いていますし、それから水道局の中でもそういった対応・体制が組まれると聞いているのですけれども、時間の問題もありますから、短目にさらに具体的に教えていただきたい。

◎（星崎お客さまサービス推進部長） 水道局では、2カ月に1回の訪問検針の際に、水道の検針である旨のごあいさつを行いまして、お客様の宅地敷地内に入らせていただいております。水道メーターは、屋外の軒下や駐車場など玄関から離れた場所に設置されていることも多く、お客様が御在宅の場合でも直接対応できないような場合がございます。

昨今、問題になっております孤立死を防ぐために水道局が何ができるかということにつきまして、幾つかの地域サービスセンターで先行して検討プロジェクトを発足しております。水道局だけではなく、区的生活衛生課、高齢・障害支援課、保護課などと連携し、どのようなことができるかにつきまして検討をスタートさせたところでございます。

また、市レベルでは健康福祉局が中心となり横浜市孤立予防対策検討委員会が発足しております、私ども水道局もその一員に加盟し、検討に参画しているところでございます。

◆（加納委員） 本当に孤独死・孤立死、それからさきには、こども青少年局で、3歳児の子が約4年間にわたって区と児童相談所と保育園といろいろななかかわりの中で、母親から精神的に不安定だとか、子供を自分が殺してしまいそうなどさまざまなことにかかわっていたにもかかわらず、放置したわけですね。

いわゆる児童虐待対策の中で、こども青少年局の中に養育支援マニュアルがあつて、実はそこにも児童虐待をどう未然に防ぐかということで、電気やガス、洗濯物など表からいろいろな状況を見て、変化がないかどうかというところまで見なければいけないねというのが、養育支援マニュアルに載っているのです。

そういう観点からすると、皆さん方の検針業務は定期的にお邪魔できて、あるところでは月に1回行くところもあるわけだから、この孤独死・孤立死、それから児童虐待も含めてどう変化をとらえていくかと、ある種期待を寄せられているわけですね。本当にそれは大事な観点だと思うのです。もう一点、検針業務ですから、それぞれについての課題があると思うのです。したがって、今、その辺の課題は何なのか、そしてまた、どうということまでお考えになっているのかということがもしわかれば、その2点お示しいただけませんか。

◎（星崎お客さまサービス推進部長） 検討に当たりましたの課題でございますが、検針員が手元に持っておりますハンディターミナルという機械に年齢、家族構成といった情報がございませんので、どのような点で孤立死につながるような孤立対策に役立つ情報を得ることができるかというものは、検針にお伺いするスタッフそれぞれの感性に今のところは頼っている状況でございますので、どういう状況があつたら、福祉関係のところに通報すべきかといったマニュアルなどをつくっていくこと、それから昨今言われておりますように個人情報の保護という点で、かかわってほしくないとおっしゃるお客様に対してどのような対応ができるかということが課題であると考えております。

◆（加納委員） 非常にこのかかわりは難しいと思います。今、東京ガス株式会社や電気、地域の郵便局などいろいろなところが、少しでもかかわれば、そこから何か発見していこうという形でいろいろな取り組みをしているので、本市の水道局もある種そういう中に入れるわけですから、どうか今のような課題、よくわかっているのですけれども、それを何とか克服していただいて、想定外などと言わないで、少しでもこれを早期発見できる対応をしていただきたいと要望しておきます。

△交通局バス乗務員の不適切な金銭取り扱いについて

◆（加納委員） 今の足立委員の質疑けれども、私どもの牧嶋前議員が前回の不正・不祥事のときに金庫の



問題で、現金との不一致でいろいろと御指摘して、当局も頑張っていたでいて再発防止策を講じていただいた。換金などのお金の際については一生懸命クリアしていると思うのだけれども、その後の現状をまず聞かせてくれますか。いわゆる金庫に投入したお金と銀行に入金にいつているお金とです。

◎（二見交通局長） 前回の案件を踏まえ、加納委員御指摘のように再発防止策を講じて、大きなものとして公金管理委員会等を設け、入金と銀行にいつているお金のチェックを綿密にやっております、毎月1回、私のほうにも最低は3回随時報告が来ます。結論的に申し上げますと、現在10円単位での入金金誤差、過収入あるいは過小収入をやっております、誤差の範囲は0.2%程度の平均誤差まで来ておる状況でございます。

◆（加納委員） 当時0.5%でいろいろと議論があったのだけれども、そういったことを踏まえて、足立委員が今おっしゃったように不正防止についてやってきた。でも、私、電話を入れて鶴見営業所へ行ってきました。さまざま流れも見たし、聞かせてもいただきました。全く対策ができていないというのが、僕の認識です。この方の不適切な金銭取り扱いについては、この本人の問題でもあるし、それはそうなのだけれども、ただ、不正防止対策を進めてきているという話と、局長が今おっしゃったように、実効性が不十分だったということに関しては、申しわけないけれども、対応策そのものが実はできてなかったのではないかとというのが僕の認識です。それは、局長がおっしゃっていた、いわゆる不正対策防止が実態と合わない中での不正対策防止だったということが、私としては行ってよくわかりました。

時間も気にしながらですが、大事なことから、順番に聞きます。

まず、このペーパーにある職員は嘱託員でしょう。嘱託員というのはどういう意味なのか。いわゆるアルバイトなのか。そういった細かいことを教えてください。

◎（二見交通局長） 1年契約の公募嘱託職員です。当局では、9年ばかり定年退職に伴う新規採用をしてきませんでしたが、当然バス業務を運行するには大型自動車第二種免許を保有している運転手が必要です。ということで正規職員の採用ではない形で公募し、1年契約で更新は認めておりますが、それで実際のバス運行を担っていただいている職員でございます。

◆（加納委員） テレビ報道で高速バスが、運転手の過密スケジュールなどいろいろな問題で大きく報道されている。バス運転手は多くの人命を預かるわけで、いろいろな事情で公募してアルバイトで1年契約で云々という話だけれども、本当に安全性がしっかり担保されていたのか、また、この人の健康管理もどうだったのかということを含めると、本当にしっかりとやっていかないといけない。それから、足立委員が言っていたけれども、本人が頑張っても、人間のやることだからということから考えると、そういう体制を組んであげなければいけないと思うのです。

そこで、このドライブレコーダーというのは、何を目的に設置されているのですか。

◎（二見交通局長） ドライブレコーダーの設置目的でございますが、各種データと映像、音声3つの目的が出てまいりまして、各種データはスピードや燃費などのデータに基づき、安全運転、さらなるエコ運転のような職員指導に活用する目的です。それから映像、カメラ、音声も搭載して映りますので、これは事故防止対策、あるいは事故があった場合の状況確認、状況証拠、職員を守る意味でも事故防止対策といった観点で設置したものでございます。

◆（加納委員） 僕もそう思うのですよ。映像も見させてもらいました。鶴見営業所で言うと、事故があった

ときの運転手の安全性を担保してあげるとか、何かあったときの運転手の行動や車内の状況がドライブレコーダーの映像に映る。でも、今回の件は、映像として不備だった。しかも、鶴見営業所だけでもその種のものが何台かあるのでしょうか。その実態を教えてください。

◎（二見交通局長） ドライブレコーダーの設置年次により、古いタイプ、新しいタイプがありまして、大多数の新しいタイプについては、今カメラ2台つけています。今年度から3台にしますが。運転手の手元が極めてクリアに映る形式になっておりますが、一部旧のカメラで、手元が必ずしもすべてクリアに映らないものもあります。その内訳でございますか。

◆（加納委員） はい。

◎（村上自動車本部長兼自動車安全管理担当部長） 映像を確認し、角度を是正したという件数でございます。80台あるうちの11台を角度を是正したという実績がございます。

◆（加納委員） それは鶴見営業所でしょう。

◎（村上自動車本部長兼自動車安全管理担当部長） さようです。

◆（加納委員） 何を言いたいかというと、局長がおっしゃったドライブレコーダーの設置条件が運転手を守ってあげるということが一つあるわけでしょう。状況に応じて、きちんと映る形をしておかなければいけないし、ドライブレコーダーでそういった映像があって、運転手の身を守ることにもなるのですよという認識は、局内にあったのですか。

◎（二見交通局長） 特に大きなバスですので、交通事故は非常にみんなナーバスになって考えている話で、事故防止の意味では、これは君たち、乗務員を守るためのきちんとしたシステムなのでということは、徹底的に周知していたところでございます。

◆（加納委員） だから映像は映ってないでしょう。この人の案件でも映像がしっかり映ってなかったでしょう。映像がきちんと映っていれば、自分たちの再発防止になる。局長が今言ったことは少し違うのではないか。この映像が映ることによって自分たちの身を守るのですよということは、どこに書いてあるのですか。どういう指導をしたのですか。僕は鶴見営業所に行って聞いたら、全くそうではなかった。ドライブレコーダー設置についてはこうだけれども、局長が今言った運転手を守るとか、運転手の手元まできちんと映っているのですよということはないです。

◎（二見交通局長） ドライブレコーダーの設置目的として、私の説明が必ずしも十分でなくて大変申しわけないと思うのですが、交通事故防止という観点は非常に強く認識しておりました。今回の案件のような交通事故ではない事故防止といった観点は、意識として私の中でも少し希薄であったことは反省しております。大変申しわけございません。

◆（加納委員） そうですよ。せっかくドライブレコーダーを平成20年からつけて、23年には全車につけたのでしょうか。それは今おっしゃった交通事故防止もあるけれども、車内の中での運転手の身を守るとか、事故

の後の運転手の安全性とか身体を担保してあげるための証拠ということからすると、いろいろなお客様がいるのだから、とった、とらないとかということがある。きちんと全部映っていることを乗務員に意識づけすべきです。自分たちの身を守ることであるけれども、ある種、再発防止のチェックにもなるわけだよね。その意識づけが全くなかったのです。この乗務員ハンドブックを僕は借りました。乗務員の皆さんは持っている。一番新しいのとは言っていたら、ホームページにあるだけでしょう。これは平成14年3月ですよ。全く不祥事の問題から含めて今日まで10年、そのままではないですか。しかもドライブレコーダーが設置されたのだけれども、その機器の有効利用もされていない、その徹底もされていない。違いますか、局長。

◎（二見交通局長） 乗務員ハンドブック、マニュアルに関しては加納委員御指摘のとおりで、平成14年度版でございます。ところが改訂もされていないということで、具体的な手引きがないことには仕事もできませんので、これの実効あるマニュアル、手引きの作成も含め、早急に私が委員長をしているバス運賃の不適切な取り扱いに関する内部調査委員会の中でやっていきたいと考えております。

◆（加納委員） つまり皆さん方の再発防止に対する体制の甘さというしかないです。一方は運転手の問題もあるのですよ。でも、皆さん方は仲間をどう守るかとか、再発防止をどうするかといつも考えなければいけないお立場だから、起こさせてはいけない環境をどうつくるかという話なのです。そうすると、この乗務員ハンドブックも、せっかくお金をかけてつくったドライブレコーダーも、活用、防止対策という観点からすると、全く機能していない。人間だから、ついつい手がということにいったのかもしれないということを考えると、いろいろな不祥事が起きたときの、その後の処理が全く実態に即していない。今の例にしてもね。

それから、やはり再発防止策といっても、実態をどう見てどう分析してどうするかということは、この点だけ見ても真剣になされていない気がする。このペーパーの裏面の（3）6月6日から10日にかけて調査内容、これも驚くべき実態ですよ。手で受け取ったのが50%もいるのですよ。皆さん方はいけないと言っておきながら、現実はどうもしょうがないのではないのかと。私のお金で返却したというのが4分の1人ということの、多分こういう実態調査は初めてではないのか。いかがですか。

◎（二見交通局長） 個別具体的な実態調査は初めてだったと思います。少しコメントをさせていただきます。

一番下の一時的にみずからの手で受けたことがある、50%。これは詳細をさらに分析中ですが、決して私、言いわけ釈明をするつもりは全くないのですが、こういうことです。具体的に申し上げます。

千円札をお客さんが出されまして、しわの関係で、千円投入してなかなか入らない。その場合に運転手を取りまして、私も何度も経験がございますが、しわを伸ばして、運転手が入れてさしあげて機能する。それから、先ほども少し申し上げかけたのですが、枚挙にすればいとまがないのですが、車いすの方、高齢者の方等で、なかなか細かい投入口に入れることができないといった方から受け取って確認いただいて、代行で入れるような業務代行といいましょうか、ある種のサービスといいましょうか、その辺は私はやむを得ないことであると考えています。しかしながら、そういう実態があるというのを必ずしも十分に認識できていなかったというのは、局長として痛切に反省しております。

それから、調査項目の上の私金に関してです。これも現在、バス運賃の不適切な取り扱いに関する内部調査委員会の中で綿密に議論して検討していますが、簡単に言いますと、1円とか5円を間違えて投入されてしまうお客様がおいでになるようなのです。210円を間違えて201円とか、よくある話です。うちの表示器には201と出るので運転手はわかりますので、済みません、お客様210円ですと。10円を追加で入れてくださる。1円を返さなければいけないのですね。その1円は私どもの返金用つり銭資金470円の持ち金の中に1円はありませんので、運転手が身銭で負担したりする実態もあるというのもショッキングな話でして、要するに公

金と私金を取り曲げてしまっただけでは、これは全くよろしくないですし、そういったことで私の認識の甘さとか、実態に関して十分理解していなかった面を、今、痛切に反省しております。抜本的な再発防止策を図ってまいりたいと考えている次第です。

◆（加納委員） 私もこのプリントだけではよくわからなかったのです。現場に行って流れを聞いて、しっかりと物を見させていただいて、いや運転手は苦勞しているなど、再度私自身も認識しましたよ。だから今回、バスに乗るときはお金をきちんとしていかなければいけないと、僕もすごく認識したのです。本当に大変な作業だし、それからバスに乗るときもおおりるときも一緒にどっと来るからね。そういった部分では、このペーパーであらわされる状況とは全く違う現状があることを一番よく知っているのはそちらなのだから、何でこういうことも含めてもっと早目に調査して実態を把握して、再発防止策をしなかったのだということですよ。それは皆さん方の甘さですよ、自分の仲間が逮捕されてしまうなんて。

それで、このお金をたまたま忘れてしまったという人がいるではないですか。信用何とかと言っていますね。実態はどうしているのか。お客様があ、済みません、財布を持ってこなかったのどうしようかというとき、どういう対応をしているのですか。

◎（二見交通局長） 今の話にプラスして、1万円を持ってこられて1万円しかない、両替です。うちの運転手には千円札を10枚持たせておりますが、2人目、3人目の方については対応できませんので、まずそのような場合には、車内のお客様にマイクでどなたかお願いできませんかとアナウンスします。まずいらっしゃらないですし、それから、たまたま財布忘れたことに乗ってから気がついた場合もあり得るかと思えます。その場合には、次回御利用のときに210円よろしくお願ひしますということで乗っていただいています。

◆（加納委員） 年間、どのぐらいの方がいらっしゃるのですか。

◎（二見交通局長） 申しわけないのですが、詳細の実態について把握しておりません。

◆（加納委員） つまり現場でいろいろしょうがないものがたくさんあると思いますよ。これを見てわかったから、ということは、そういう事例もあるわけでしょう。多分意外と多いと思う。そういった事例をしっかりと掌握しなければだめだと思います。どこの路線で何件あるのかという実態を把握した上で、いや、実はあのときお金を忘れてしまったのできょう返しますと言ったお金はどういうルートでどうなっていくのかという実態もわからなければいけない。忘れてしまったからしょうがないではなくて、忘れさせないためにどうするか、その後の処理をどうするかということも含めて物事は進んでいくのではないのですか。それさえもしてないということでしょう、局長。どうですか。

◎（二見交通局長） 御指摘のとおりで、改善すべきポイントが多々あるという認識でございます。申しわけございません。

◆（加納委員） それから、僕が行ってみてびっくりしたのは、これは僕の認識がおかしいのかしれないが、乗務を開始するときにアルコール検知器が本番用と試験用と2台あるのですね。この意味は何ですか。

◎（二見交通局長） 率直に御答弁申し上げたいと思います。

これは多分横浜市交通局がアルコールに関しては、日本全国で一番厳しい態度をとっていると思っておりますが、

いわゆる本検査で酒気帯び 0.15 ミリグラム以上出ますと、一発で懲戒免職にします。過去にそういう事例も出ております。これは私としての考え方ですが、懲戒免職にするために酒気帯びのアルコール検査をやっているのではなくて、あくまでお客様の安全対策のためにやっている話ですから、きちんと職員に自覚を持って臨んでもらうという意味で、予備検査を経て 0.15 ミリグラムを超えた者については、欠勤扱いにして戒告処分する。車で通勤してきた者については欠勤にして、しかるべき懲戒処分もするという運びをしております。そういう理由で 2 台、予備検査と本検査をやっております。

◆（加納委員） 私は、局長のお話は、運転手が運転手としてのあるべき認識やプライドと自分の運転で大勢の方を乗せていくことの重要性からかんがみたら、アルコールはたしか規則の中で何時間前には飲んではいけませんよということが多分決められていると思うのだけれども、それはどういう状況だったのですか。

◎（二見交通局長） おおむね一応の目安として、乗務前 8 時間については摂取しないということにしております。

◆（加納委員） 過去 5 年間、予備検査でひっかかったのはどのくらいいるのですか。

◎（二見交通局長） 平成 23 年度は予備検査 23 件でございました。それから今データとしてとっております数値が 21 年度、22 年度、23 年度とあり、平成 22 年度 18 件、21 年度も 18 件でございます。

◆（加納委員） これ以上言わないけれども、本市の交通局、いわゆる運転手としての認識と自覚の甘さ、本当にこの辺はもっときちんと指導すべきだと思います。さらに乗客の安全性を担保するということからすると、本検査でアルコール検知器があるわけでしょう。さらに乗務員側の安全性を担保するために予備検査があるのでしょうか。でも、予備検査でひっかかってしまった 18 件や 23 件の人たちの指導、もっと言うと、その職場の体質、運転手に対する皆さん方の指導徹底の対応・体質改善策がしっかりなされていないですよ。運転 8 時間前に飲んではいけないというのだから、普通は出ない。それが心配だからと、予備検査にアルコール検知器を入れているのでしょうか。普通はひっかからないけれども、今の話だと、ひっかかる人が毎年 20 件ぐらいある。それはもう少ししっかりと、今の本市の安全・安心という観点からしても、それについても、もっともっと皆さん方がしっかりと真剣に取り組まなければいけないと思います。

最後にするけれども、この事件を起こしてしまった人は、この人はこの人でこれから警察やいろいろな問題がかかわって、今回懲戒解雇になっています。でも、再発防止策という観点からすれば、局長が今お話しただいたように、現場の実情に全く即していない。それから、そういう事故を起こさないという環境づくりが不備ですよ。いや、本当はもっと見方があるのです。実は、僕は時間があつたら、不備だということについても指摘しますよ。それは鶴見営業所でも言ったし、ここの委員会に入る前に、事前に何人かに言ってあるけれどもね。時間があればもっと言いますよ。何しろできてないです。だから、局長が冒頭に言ったように、皆さん方の考え方、体質を変えなければだめです。現場もそうだけれども、皆さん方自身もです。それから、現場に即した対応をしなければだめです。実態が掌握されていない、その実態に即した再発防止ができていないと、今回の事例を通してつくづく思いました。

幾つかの改善策について、私なりに御提言させていただきました。それは幾つかここには入っています。ドライブレコーダーを使ったのだから、覆面の調査員の仕事も中身も変わってくるでしょうということも含めて言っております。どうかそういう点を踏まえて、しっかりと防止策を進めていただきたい。

今までの議論を踏まえて、副市長、何か御意見をいただければ。

◎（大場副市長） いろいろ貴重な御意見をいただきました。こういうことが二度とまた起きないように、今おっしゃっていただいたとおり、やはり現場の状況をきちんと見きわめて、現場の状況に即した対応策を真剣になって考えていく必要があると感じました。

◆（加納委員） 副市長、大変失礼な話だけれども、局長以下皆さん方が私ども、市民から負託された議員・委員、そして各会派からも代表された委員会のメンバーに向かって、今回の不祥事について起立して頭を下げていただきましたけれども、こういうときは副市長は一緒になって起立しておわびすることはしないのですか。

◎（大場副市長） 別に、私が不祥事についておわびをしたくないということを申し上げているわけではありません。今回、交通局としてこういう姿勢で取り組みたいということでございましたので、あえて私は立ち上がりませんでした。

◆（加納委員） たしか大場副市長は本市のコンプライアンス推進のトップです。そういったことから、私からすると、局長以下皆さん方が不祥事について確認をして、確かにこれは申しわけないとおわびしているわけですから、それを担当する副市長、さらにコンプライアンスを推進する本市の責任者ですから、そういった部分では、今後どういう形をとるかは副市長の御見解ですけれども、私とすれば、本来は副市長も一緒に立っていただいて頭を下げるのが筋ではないかと、個人的に思いましたので、意見として申し上げておきます。

#### △市営交通中期経営計画について

◆（加納委員） 2点確認だけさせてください。

16 ページに書いてあった地下鉄の速達性向上ですが、これはきょう来ていらっしゃる神奈川新聞さんが既に6月5日付で地下鉄に急行をとということを、多分しっかりと取材の中でこういう記事を書いたのでしょうかけれども、やはり委員会だから、委員会としてしっかり聞いておかなければいけない。そこで、急行を目指すのかというのが1点。目指すとすれば、どこをどうするのかというところについて、今どういうお考えなのか2点目です。確認させていただきます。

◎（二見交通局長） お客様からのかねてからの声などもございますので、そういったことでこの3か年計画にテーマとして取り上げましたので、ぜひ実現に向けて検討してまいりたいというのが1点目の御回答でございます。それに関しまして、やはり費用対効果がございます。簡単に申し上げますと、急行や快速をとめるためには待避線が必要でございます。それで今、市営地下鉄ブルーラインでは、新羽と上永谷に2カ所待避線があり、現行の2つの待避線を最大限に使い、コストを極力抑えた中で快速運転ができるかできないかといった工夫の中での快速運転を検討してまいりたいというスタンスでございます。

◆（加納委員） 委員会に対してしっかりと報告いただいたということで、きょうは認識しておきます。

次に14ページ、15番の津波対策設備の設置で、大規模蓄電池の設置、避難口を沢渡換気所、花咲換気所に設置するとありますが、これについて、スケジュール的なことを教えてください。

◎（二見交通局長） まず避難施設の整備についてから説明いたします。

沢渡換気所と花咲換気所で今考えており、沢渡換気所に関しましては平成24年度の秋口までに設計工事を

し、12月から年明けにかけて工事をしてまいりたいと考えております。花咲換気所に関しましては、平成24年8月から12月にかけて設計工事をし、年明け2月から、年度がまたがりますが平成25年夏場までには工事を完了させてまいりたいと考えております。

それから、高島町変電所の蓄電池の施設ですが、平成26年度末までに高島町変電所に設置してまいりたいと考えております。

◆(加納委員) この換気口を使うということは非常にいい発想というか、これしかないのでしょうか、これは他都市でもこういう事例はあるのですか。

◎(二見交通局長) 特に聞いておりませんので、ないのではないかと考えます。

◆(加納委員) 横浜市全体の津波、いわゆる浸水計画の中でお客様の安全という問題をしっかり考えたときに、こういった換気口を使って逃げ道をつくることは非常にいい発想だし、スケジュールを今聞いたら平成24年度、それから25年度を目指しているというので、しっかりやっていただきたい。多分、他都市についても大きなモデルになると思いますから、このトンネルとの接続口など、いろいろと資料をいただきましたけれども、これはしっかりと進めるべきだと思いますのでよろしくをお願いします。

最後に、先ほど来の方のバスの運転手の不適切なことについては、僕は仲間を逮捕させてはいけないと思うし、そのための環境整備を皆さん方がしっかりと知恵を出してもらいたいということが大きな柱ですので、そのためにも実態を把握・分析をし、実態に即した防止対策をしてもらいたい。もっと言うと、それが組織風土を変えることにもなると思っていますので、どうか期待しておりますのでよろしくお願いいたします。